

雇用保険

給付体系
コンプリート

雇用保険法を理解するためには「給付体系の理解」が必須。問題演習
コンプリート
や覚え方を使って雇用保険の給付体系を完全制覇しましょう！



社会保険労務士
加藤 光大

雇用保険は、

- ① 労働者が**失業**した場合
- ② 労働者について**雇用の継続が困難となる事由**が生じた場合
- ③ 労働者が自ら職業に関する**教育訓練を受けた**場合
- ④ **子を養育するための休業をした**場合

のいずれかの場合に必要な給付を行います。つまり、これら①から④がいわゆる保険事故であり、それぞれに応じた給付が規定されています。

雇用保険の給付の体系は、被保険者の種類と保険事故に応じて定められているため、給付の名称に紛らわしいものが多く、また、複雑な構造になっています。試験では、その点を論点にした出題が度々あります。そのため、試験対策として、**給付の体系**の理解が欠かせません。

雇用保険の給付は、**失業等給付**と**育児休業給付**に大別することができ、これらを合わせて「**失業等給付等**」といいます。

失業等給付は、保険事故に応じて、**求職者給付**、**就職促進給付**、**教育訓練給付**及び**雇用継続給付**とされています。求職者給付と就職促進給付は保険事故の①に対応した給付、教育訓練給付は保険事故の③に対応した給付、雇用継続給付は保険事故の②に対応した給付です。

求職者給付は、**被保険者の種類**によって異なっていて、**一般被保険者**の求職者給付は、次の**4種類**です。

- (1) 求職活動をする間の生活の安定を図るために支給される**基本手当**
- (2) 公共職業訓練等の受講を容易にするために支給される**技能習得手当**
- (3) 公共職業訓練等を受講するため寄宿する期間について支給される**寄宿手当**
- (4) 負傷又は疾病のため基本手当を受けることができない場合に、その代わりに支給される**傷病手当**

これらのうち**技能習得手当**は、**受講手当**と**通所手当**とされています。